

神戸市立高津橋小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

高津橋小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「高津橋小学校基本方針」という。）を策定します。

令和3年4月5改訂 神戸市立高津橋小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、高津橋小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校の教職員の姿勢

- ・教育目標「夢 愛 命」を合言葉に、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動、行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職・生徒指導担当（以下 生指担）に報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
- ・家庭訪問等で、家庭との連携を図ります。

4 校内いじめ防止・対応委員会と関係機関の連携

(1) 校内いじめ防止・対応委員会の設置

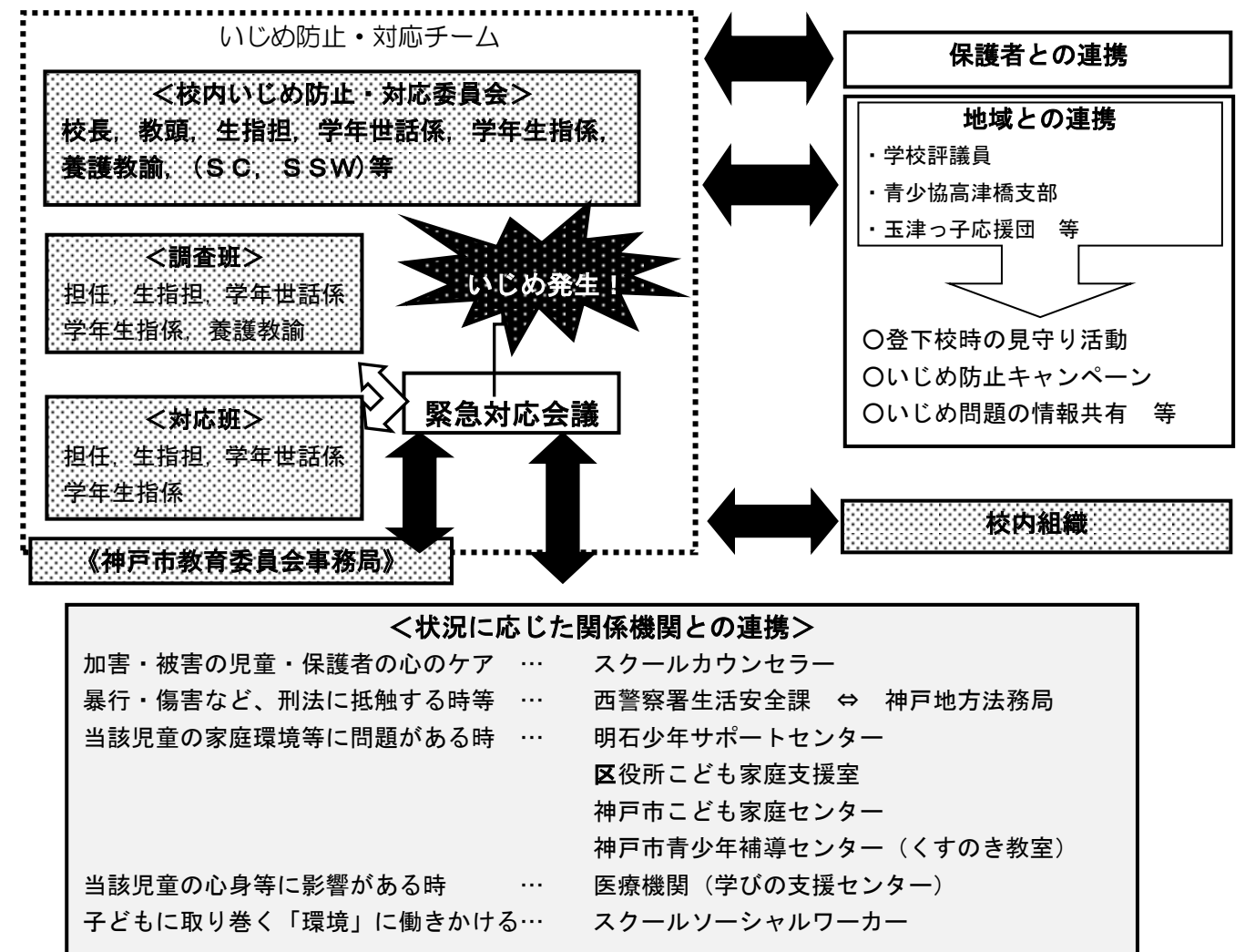
本校は、校長、教頭、生指担、学年世話係、学年生徒指導係、養護教諭、(スクールカウンセラー 以下SC)、(スクールソーシャルワーカー 以下SSW)等の参加による、校内いじめ防止・対応委員会を設置します。

(2) 校内いじめ防止・対応委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



5 いじめの未然防止・早期発見

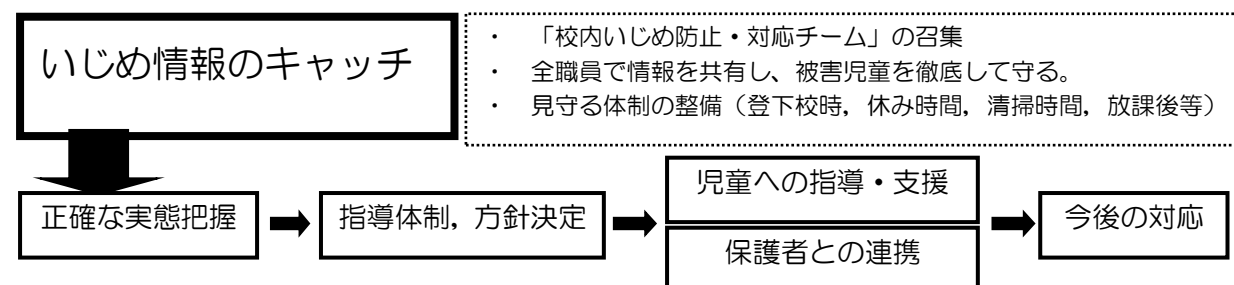
いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 異学年での人間関係づくり（なかよし登校、ペア活動・遊び 等）										
た取組			アンケート	教育相談					アンケート	教育相談	教育相談 アンケート	中学への 引き継ぎ	
対応チーム等	職員会議 （基本方針 検討）	職員研修	生徒指導委員会						職員研修 教育評価				教育評価 次年度計画

早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃からの児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

6 いじめの早期発見・継続した対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



7 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、明石少年サポートセンターとの協働で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・ 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・ 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。

(2) 調査結果の報告

- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

10 家庭の役割と保護者の責務

- ・ 子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、いじめを受けた場合は速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければいけません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

11 その他

本校は、校内いじめ防止・対策委員会によって、適宜「高津橋小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂します。